

Tokyo Physiology 2023 by FRIENDS Live Faculty 規定

第1条（規定の趣旨、適用範囲）

この規定は、Tokyo Physiology 2023 by FRIENDS Live の Faculty における諸事項について定めるものとする。

Tokyo Physiology 2023 by FRIENDS Live における Faculty については、他に別段の定めがある場合を除き、この規定の定めるところによる。

第2条（心得）

医療人として、専門家として、指導者として、循環器インターベンション領域における人材育成に尽力し、遵法精神に則り医療および社会に貢献するものとする。

第3条（選出、依頼、受諾、任期）

1. Faculty は、FRIENDS Live 理事からの推薦により選定される。
2. 原則、当年において年齢は満65歳以下の者を依頼対象とし、事務局より依頼を行う
3. 受諾は、オンラインシステムによって行い、必要事項の入力を必須とする。
4. 任期は、Faculty 依頼の受諾から会期終了1ヶ月後までとする

第4条（役割）

1. 準備期間において積極的に周知への開催案内、啓発活動を行う。
2. プログラム委員を兼任するものは理事の求める会議の参集、資料の提出に応じる。
3. 会期中は真摯に役割に取り組み、役割外のセッションにおいても積極的に議論に参加する。
4. 一般参加者とも積極的に交流を深め、本領域における指導、啓発を行う。

第5条（役務手当、参加登録費）

1. Faculty は、職種に応じた参加登録費用は、無料とする。
2. Faculty の役務に対しての謝金は無しとする

第6条（交通費、宿泊費の支給）

1. 交通費、宿泊費は原則下記の通りとする。
 - 1) 交通費
 - ・一都三県勤務者：Quo カードで3,000円を支給
 - ・一都三県以外の勤務者：実費弁済
 - 2) 宿泊費：原則全員2泊まで支給対象
 - ※但し、役務のない日は会からの支払いはおこなわない
 - ※最終日の宿泊も会からは支給を行わない

第7条（会期中の写真、映像の公開）

1. Tokyo Physiology 2023 by FRIENDS Live 会期中に web 配信された写真、収録された映像の著作権は Tokyo Physiology 2023 by FRIENDS Live に帰属するものとする。
2. Tokyo Physiology 2023 by FRIENDS Live 会期中に web 配信された各セッションの講演、スライド、質疑応答の写真、映像、音声を後日 Web にて公開するものとする。
3. 企業が協賛しているセッションに関しては企業の規則に準ずる。

第8条（プログラム委員の会議）

1. プログラム委員等の会議、打合せは可能な限り web 会議とする。必要に応じ事務局が会議を web 会議ツールを設定する。
2. 対面会議を開催する場合は、事前に申告をすることとし、企画担当者（理事）の承認を必須とする。事後申告は認めない。

3. 対面会議の諸経費は、Tokyo Physiology 2023 by FRIENDS Live 開催の翌月末日までに事務局から合計金額を代表者の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第9条（注意・禁止事項）

1. 個人情報、別に定める個人情報の取り扱いに関する方針(プライバシーポリシー)に沿って取り扱う。不服の申し立てがある場合は Faculty 受託前に申し出ること。
2. Faculty 受託時にシステムに入力した情報に変更が生じた場合、速やかに事務局に変更の旨を申し出、システムより自ら変更情報を入力し手続きを完了すること。口頭による変更依頼は認めない。
3. 自己入力ミス等で、手当が入金されない等の問題が生じた場合は、原則自己責任とするが、可能な範囲で救済措置を行う。
4. 公私とも倫理規範に則った言動を心がけ、反社会的団体との関与、立場の悪用を禁ずる。これを破った者に対し、理事会は協議の上、処分（除名等）を行う。

第10条（理事会・事務局）

Tokyo Physiology 2023 by FRIENDS Live 理事会

田中信大	東京医科大学八王子医療センター
岩淵 成志	琉球大学病院
松尾仁司	岐阜ハートセンター
横井 宏佳	福岡山王病院

事務局

〒160-0022
東京都新宿区新宿 2-4-2 カーサ御苑 802
一般社団法人メディカルコンベンションサービス内
FRIENDS Live 事務局
TEL：03-5919-3620

第11条（その他）

本規定の変更は Tokyo Physiology 2023 by FRIENDS Live 理事会にて検討する。

本規定は、2022年6月20日に制定し即日施行する。